

生き抜く力 No.14

2024 一般社団法人NTSセーフティ家計総合研究所

今回の生き抜く力では、家計管理や金銭教育の現場でも意識され始めた「人権」について、NTS 丸の内社会保険労務士法人の高橋しのぶ先生のご寄稿をご紹介します。

また、通信や鉄道などの事業者、地方公共団体と銀行以外の業種も参入し、いよいよ活況を帯びてきたキャッシュレスの現状について、当法人上席研究員吉元利行がその動きをお伝えします。

なぜ今「ビジネスと人権」なのか

NTS 丸の内社会保険労務士法人

「ビジネスと人権」支援室室長 社会保険労務士 高橋 しのぶ



<https://nts-msr.jp>

近年、ニュースや企業の活動報告書などさまざまな場面で「ビジネスと人権」という言葉を目にするようになりました。これは、サプライチェーンの複雑化、グローバル化により、企業が世界中の人々と関わりを持つようになった結果、企業活動が人権侵害につながるリスクを本気で考える機運が高まり、今やもっとも重要な課題の1つにまで成長してきました。

今回は、各国や企業での取り組みを例にとり、市民や学校、自治体など、持続可能な経済活動を考える個人や団体の皆様が、それぞれの人権にどう取り組むべきかの参考としていただければと思っております。

ビジネスと人権に関する指導原則

戦後の国際社会では、人権尊重は基本的に国家の責務とされてきました。しかし1990年代以降、グローバル化に伴い、サプライチェーンにおける労働環境の悪化、環境問題による住民の健康被害など、企業活動による国をまたいだ人権侵害が問題となってきました。そこで2011年、国連は「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「指導原則」といいます）を策定しました。指導原則では、国家の責務とは別に、すべての企業に人権を尊重する責任があることが初めて明示されました。具体的な行動として、①企業活動において人権を尊重することを方針として

公表する、②人権デュー・ディリジェンス（以下「人権DD」といいます）の実施、③人権への負の影響からの救済、を求めています。

指導原則は法的拘束力を持つものではありませんが、国際社会におけるビジネスと人権に関する議論の基盤となっています。

各国で進む法制化

指導原則の策定を機に、欧米を中心に企業の人権尊重への取り組みを法制化する動きが進んでいます。英国現代奴隷法（2015年）をはじめ、フランス企業注意義務法（2017年）、オランダ児童労働デュー・ディリジェンス法（2019年）やドイツの人権DDを義務づけるサプライチェーン・デュー・ディリジェンス法（2023年）などがあります。そして、欧州議会は2024年4月に企業活動による人権や環境への悪影響を予防・是正する義務を企業に課す企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令案（CSDDD）を採択しました。

日本では、2022年に経済産業省が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定し、ソフトローの形ですべての日本企業に人権尊重の取り組みを求めています。日本では法制化されていませんが、各国の法制化が進むことで法令・指令が直接適用される一定の日本企業や現地子会社だけでなく、直接適用を受けない日本企業においても、取引

先企業のサプライチェーンとして対応を求められる可能性があります。

消費者や投資家による企業への期待の高まり

最近では、環境問題や社会問題への関心が高まっており、環境や社会に与える影響を考慮して人権や労働環境に配慮した商品を選ぶ消費者が増えています。また、インターネットの普及等により、消費者が企業活動に関する情報に容易にアクセスできるようになったことで、企業が真に倫理的な経営を行っているかどうか、企業の言動を厳しくチェックするようになっています。消費者は単に商品やサービスの品質や価格だけでなく、企業の倫理観や社会貢献活動なども重視するようになっているのです。

企業の人権尊重への取り組みを求める動きは株式市場でも強まっています。世界の株式市場において ESG 投資が広く浸透していますが、責任投資原則 (PRI) は ESG 投資の「S(社会)」の主要な要素の一つとして人権を位置付けており、人権を ESG の核とする方針を表明しています。その他に、企業の人権尊重に関する取り組みをスコア化し、格付けして公開する機関が複数登場するなど、そのスコアが消費者や投資家、就活学生等の判断材料になっています。

以上の状況を踏まえ、と、「ビジネスと人権」への取り組みが企業イメージや売り上げの増減、資金調達や株式、取引関係等に大きく影響して

おり、企業価値を決める時代となっていることが分かります。近年は、従来の利益追求型ビジネスモデルから、利益とともに人権や環境といった社会的責任も果たす両立型のモデルに移行しつつあり、対応しない企業は社会的に認められず、サプライチェーンから排除される時代です。そのため、経営リスクの観点から、人権問題が顕在化した場合に企業に損失が生じるのを回避する目的で人権 DD に取り組もうとする日本企業も少なくないと思いますが、重要なのは経営リスクを回避するために取り組むのではなく、企業に関わるすべての人の人権が侵害されるリスクを事前に回避するために取り組む方法を構築することではないでしょうか。

企業だけでなく、地域での調達、特に自治体での公共調達における人権尊重や、持続可能な調達を行う場合など、それぞれの人権に関する要請は、今後さらに強まるものと考えられます。

当社労士法人では、「ビジネスと人権」を推進する社会保険労務士が専門家ならではの視点と組織力を集結させ、企業、学校、自治体、また市民の方々が抱える課題や、あるべき対応についてのご支援を行っております。

「ビジネスと人権」の基本は人を大切にすることです。当社労士法人の活動が人を大切にす企業や社会を実現する一助となれば幸いです。

(続) キャッシュレス化時代は待ってこない

〇〇コイン・デジタル地域通貨とはなんですか？

上席研究員 博士(法学) 吉元利行

前回は、日本各地で利用される「〇〇Pay」を扱いましたが、よく似た機能を持つものに「〇〇コイン」があります。「コイン」とは、通常「硬貨」(円形の金属でできた貨幣の一種)のことをいいます。ほとんどの国でコインは通貨として用いられていますが、通貨といえば「地域通貨」という名称も聞きます。

一体、「〇〇コイン」や、「地域通貨」とはどういったものを指すのでしょうか。また、従来の少額硬貨と

どう異なるのかを見ていきましょう。

「〇〇コイン」は3種類

現在スマートフォンなどの電子媒体で管理される「〇〇コイン」は、大きく分けて3種類あります。第一に、銀行などの預金取扱金融機関が発行する「〇〇コイン」があります。もっとも大規模な「〇〇コイン」は、株式会社みずほ銀行が提供し、全国170を超える金融機関が参画するスマホ送金・

決済サービスで使用する J-Coin で、J-Coin Pay アプリで利用できます。地域限定で利用される〇〇コインには、「さるぼぼコイン(飛騨信用金庫発行)」、「アクアコイン(君津信用組合発行)」、「MINA コイン(十八親和銀行発行)」、「会津コイン(みずほ銀行発行)」などがあります。

「さるぼぼコイン」や「アクアコイン」、「MINA コイン」は、株式会社フィノバレーのデジタル地域通貨プラットフォーム「MoneyEasy」を利用したローカル決済とユーザー間送金が可能です。また、「会津コイン」は、TIS 株式会社の「会津財布」と、株式会社みずほ銀行の「ハウスコイン」サービスを組み合わせた、地域課題解決型デジタル地域通貨サービスです。「ハウスコイン」とは、「J-Coin Pay」で培われた技術やノウハウをベースに、企業の自社店舗等の特定の経済圏や、地域内での決済を可能とするチャージ型コインサービスです。

これらの発行に当たり、財務省と経済産業省が、店舗事業者が支払う加盟店手数料に上限を設けたり、行政が補助し、売上高を任意のタイミングで受け取ることを可能にするなどの支援を行い、店舗事業者の決済にかかるコストの低減とキャッシュフローの改善を実現することで、キャッシュレス決済の拡大が図られているといえます。

これら「〇〇コイン」は、為替取引ができる免許を持つ銀行など預金取扱金融機関と登録資金移動業者が取り扱うものですから、決済手段だけでなく、送金や換金ができます。また、ポイントから、銀行等の口座に戻すこともできる点で大変使い勝手がよく、通貨に最も近いものといえます。

前払式支払手段型の「〇〇コイン」

第二に、前払式支払手段等を発行する企業や組織が発行する「〇〇コイン」を見てみましょう。

前出の「MoneyEasy」は、「デジタル商品券発行スキーム」にも利用されており、岐阜県、岐阜県観光連盟などが発行する「ぎふこいん」、長崎県佐世保市発行の「させぼ e コイン」、熊本県人吉市、きじ馬スタンプ協同組合発行の「きじうまこいん」、福島県磐梯町発行の「ばんだいコイン」、岡山県真庭市の「まにわこいん」などに採用されています。

また、静岡県西伊豆町の「サンセットコイン」は、株式会社トラストバンクの地域通貨プラットフォーム

「chiica(チーカ)」を使用しています。コインという名称ではありませんが、群馬県高崎市の「高崎通貨」は、J-Coin Pay の基盤を使い、チャージしたポイント(有効期限あり、口座にも戻せない)を高崎市内で利用できるほか、J-Coin Pay 加盟店でも利用できます。

さらに、三重県中南部の多気町など 4 村では、「美村コイン」を発行していますが、三十三銀行などと三重県広域 DX プラットフォームで運営されています。長野県阿智村では、株式会社阿智昼神観光局が地域通貨「スターコイン」を発行しています。

このような地域通貨は、地域加盟店での決済に利用でき、そのコインが再利用できるので、地域の小売店や飲食店が仕入れ等に使うなどして、地域の活性化に資するサービスといえます。

ポイント型の「〇〇コイン」

最後は、ポイントとして使用したり、交換するだけで、換金ができない「〇〇コイン」です。ポイントの特徴は、ポイントを購入する方式ではなく、何らかの地域における活動により、取得するもので、ポイントの有効期間の定めがあるコインです。例えば、株式会社カヤックが開発した電子地域通貨サービス「まちのコイン」があります。「まちのコイン」は、自治体発行と民間事業者発行があり、現在、茨城県日立市では「タッチ」、神奈川県小田原市「おだちん」、同じく鎌倉市「くるっぼ」、厚木市「アユモ」、相模原市「すもー」、その他 14 地域と 7 民間事業者で運用されています(2024 年 4 月末現在)。ポイント型の〇〇コインは、加盟店や自治体イベントなどでコイン利用できるので、地域の商店等の来店のきっかけになり、地域外の人がコインを使うことで地域の人たちとの濃いつながりやまた来たいと感じる体験を提供することができます。有効期限が到来したコインは運営側に回収され、再利用することで地域内を循環し、住民交流や意識の改善等にも役立つサービスといえます。

最初にご紹介した「〇〇コイン」は、為替取引ができる免許を持つ銀行など預金取扱金融機関と登録資金移動業者が取り扱うものですから、決済手段となるだけでなく、送金も換金もできます。また、チャージした「〇〇コイン」の残高は、100%保全さ

れています。

第二のタイプは、有効期間が6か月以上なら前払式支払手段としての発行登録がなされた企業が発行しますので、チャージしたコイン残額の50%は、供託により保全されています。しかし、6か月未満の有効期間が設定された「〇〇コイン」の残高にはそのような利用者保護制度はないことに注意が必要です。

第三のタイプは、そもそもコイン代わりのポイントを購入することはなく、スマートフォンでアプリをダウンロードすると無料で誰でも使えます。登録されているスポットの体験を通してポイントを貯めたり使ったりできます。使うほど、地域と人、人と人がつながることができるのが他にはない特長となっています。まるでゲームのように楽しくポイントを集められる点が、若者がコミュニティ活動に興味を持つきっかけになる期待が持たれています。

ステーブルコインの登場

身近に発生した「〇〇コイン」に加え、世界的に、「ステーブルコイン」と「CBDC (Central Bank Digital Coin; 中央銀行デジタル通貨)」というものが出てきました。

ステーブルコインとは、暗号資産の一種で、ブロックチェーン技術などを使って、安定した価格の実現(日本円やドルなどに連動する)を目的として作られたデジタル通貨の一種です。CBDCも、ブロックチェーン技術を使い、中央銀行が発行を検討しているデジタル通貨です。

ステーブルコインには、アメリカドルに連動した「USD コイン」(USDC)や日本円に連動した「JPY コイン」などがあります。また、CBDC には、実証実験中ですが、スウェーデンの「e クローナ」やカンボジアの「バコン」があります。

そのほかに、北國銀行がデジタル地域通貨サービス「トチツーカー」のアプリにおいて、自治体が発行するポイントである「トチポ」と、北國銀行が発行するステーブルコイン「トチカ」を加えた2種類の地域通貨サービスを開始することを発表しています。

ステーブルコインをもう少し詳しく説明しますと、「前払式支払手段」と同じく、「資金決済法」で規制

される「電子決済手段」のことで、代価弁済のため不特定の者に対して使用でき、不特定の者を相手方として購入、売却できる財産的価値(通貨建てに限る)のことで、電子情報処理組織を用いて移転できるものをいいます。「前払式支払手段」は、発行者の加盟店でのみ使用でき、受けとった加盟店は発行者に現金化してもらう仕組みです。これに対し、ステーブルコインは、例えば1コイン=1円として、誰に対しても(個人間でも)使用でき、受け取った人は再度利用でき、コインが通貨のように転々流通することができるのです。

「〇〇コイン」を扱う前に・・・

「〇〇コイン」といっても、ご紹介した以外にもさまざまな機能があります。それぞれに使用できる地域や使い方に大きな違いがあり、有効期間の有無、換金の可否も異なることに注意が必要です。

今回は取り上げませんでした、「ビットコイン」のように、価値が変動する「〇〇コイン」もあります。中には、ビットコインの類似の仮想通貨を名乗り、今後値上がりが見込めるといふ、真偽が定かでない「〇〇コイン」や、詐欺の手段として使われる「〇〇コイン」も存在します。

もしあなたがこれらの勧誘を受けた場合は、勧誘する人だけを信用せずに、「発行者はだれか」、「どのような法的根拠で発行されているのか、あるいは法的根拠はないのか」、「払込資金は、どこで、どのように保全されるか、されないのか」、「消費者トラブルは起こしていないか」などを、勧誘者以外の知人や消費者センター、ネット検索など、複数の手段を使って確認するのが、このキャッシュレス時代を生き抜くための最低限の「リテラシー」となりつつあります。



セーフティNow！

私どもは、これまで「家計相談」という形で生活困窮者の方々と接して参りました。その活動は今や普遍のものとなっておりますが、一方では新しい潮流にも確実な対応を迫られています。

例えば、つい数年前までは、主に現金で家計を運用する割合がほとんどでしたが、かつて経済産業省が示した、「2025年までにキャッシュレス比率を40%程度にする」という目標を裏付けるように、様々なキャッシュレスの決済手段がその割合を増してきています（下図）。

また、一昨年に実施された民法改正では18歳成年が施行されました。そのため、卒業を待たずに成年を迎える高校などでは、在学中に契約と責任を学ぶ時間を取る動きが活発となっています。

さらに、今回巻頭でご紹介しました「人権」は、高橋先生ご寄稿のように、世界中の人たちがより良い人権の在り方について、しっかりとした枠組みを作りつつあり、SDGs同様、私どもでもこのような考え方を取り入れた業務展開が必要とされています。

私どもでは、従来の家計管理や奨学金問題以外にも、キャッシュレス、18歳成年など、家計管理の周辺分野において、法律では弁護士法人、人権や年金制度では社労士法人など、グループ内士業法人の監修、ご協力もいただきつつ、新しい潮流を整理して研修、講演の形で皆様にご提供しております。

下資料はその一端のご紹介となりますが、右のQRコードには他のサンプルも用意してございます。当法人または弁護士、社労士など士業法人とのコラボレーション企画をお考えの際は、巻末の連絡先までお気軽にお問合せください。お待ちしております。



経済産業省ニュースリリース
「2023年のキャッシュレス決済比率を算出しました」より抜粋



考えてみよう

成年年齢が18歳に引き下げられても、20歳にならないとできないことがあります。下のイラストの中から、18歳からできるようになると思うものには○を、20歳までできないと思うものには*をあげましょう。

- 携帯電話の契約 (○)
- 飲酒をする (*)
- クレジットカードを作る (*)
- ローンを組む (*)
- 飯屋会場を借りる (*)
- 喫煙をする (*)
- 部屋を借りる (*)
- 馬券を買う (*)

若者が陥りやすいトラブル① 「脱毛エステ」

18歳19歳で、2022年度に相談件数が増加した商品・役務等

脱毛エステの相談は、前年より **1019件増** ⚠

サインの前に契約書を確認 長期の契約は要注意

18歳成年をテーマとした講演資料の例（内容は打合せによりカスタマイズしています）。

活動状況（講師派遣）

【過去5年実績】 ※五十音順・複数回実施を含みます

【教育関係など】

神田外語大学
神田女学園高等学校
新宿医療専門学校
新東京歯科衛生士・歯科技工士学校
潤徳女子高等学
女子美術大学附属高等学校
杉並学院高等学校
東京家政大学板橋キャンパス
東京コミュニケーションアート
専門学校
東京都立永山高等学校
東京都立農業高等学校
東京都立雪谷高等学校
(株式会社 TAP 経由)
東京都立東久留米総合高等学校
(定時制・株式会社 TAP 経由)
豊島岡女子学園高等学校
日本医歯薬専門学校
武蔵野大学附属千代田高等学院
了徳寺大学

【行政機関など】

茨城県神栖市中央公民館
・親子で学ぶおこづかい講座
・気軽に学べるキャッシュレス講座
さいたま市女性学研究会
佐賀県子ども家庭課
長野県県民文化局子ども若者局
子ども・家庭課
横浜市新栄地域ケアプラザ
横浜市東本郷地域ケアプラザ
横浜市緑区高校生対象自立支援講座
横浜市緑区鴨居ケアプラザ
横浜市緑区葛が谷ケアプラザ
横浜市緑区霧が丘ケアプラザ
横浜市緑区十日市場ケアプラザ
横浜市緑区中山ケアプラザ
横浜市緑区長津田地域ケアプラザ
横浜市緑区山下地域ケアプラザ
横浜市緑区山下ふじ寿か園
よこはま北部ユースプラザ

【その他】

一般社団法人 家の光協会
一般社団法人 金融財政事情研究会
中高年事業団 やまて企業組合
ビズアップ総研株式会社



ゆきち

当法人のマスコットキャラクターです。

【講演／取材のご依頼 ※リモート対応もご用意しております】

講演／取材のご依頼がございましたら、下記 URL より、お問い合わせメールに「講演／取材の問い合わせ」とご記載のうえお送りいただくか、下記ご連絡先までお問い合わせください。

【寄付のお願い】

私どもの活動にご賛同いただける方からのご寄付を受付けております。
詳しくはホームページをご覧ください。

【PRTIMES 掲載】

私どもの広報活動をプレスリリースにて随時配信しております。
詳しくはホームページをご覧ください。

<https://prtimes.jp>



私たちは、生活困窮者の方々や、より良い家計管理に向き合おうとする全ての方々に、「家計教養」をキーワードとした質の高い教育をご提供することを、持続可能な開発目標に掲げて取り組んでいます。



生活困窮者自立支援に向けた活動にお力をお貸しください
※詳細はこちらをクリックしてください。

PRTIMES

生き抜く力 2024.05 No.14

《編集・発行・ご連絡先》

一般社団法人 NTSセーフティ家計総合研究所 (担当: 長野)

〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル3階

Tel (03) 6459-4770 FAX (03) 3457-1630

URL: <https://nts-safety.com> Mail: nts-kskn@nts-hd.co.jp

